平成２４年（フ）第１１５号
千葉県いすみ市日在2226番地16
債務者　齋藤　千春（旧姓栗原）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
千葉県君津市常代３丁目13番１―410号
債務者　清水　裕記
1　決定年月日時　平成25年１月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第４９７号
金沢市彦三町１丁目15番20号　メゾン彦三302号室
債務者　杉本　徳雄
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第４８７号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目115番地　タウンコートエンジェルＡ棟201号室、前住所岐阜県羽島郡岐南町徳田西３丁目119番地の１
債務者　大河内一彦
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４８８号
岐阜県羽島郡岐南町伏屋８丁目115番地　タウンコートエンジェルＡ棟201号室、前住所岐阜県羽島郡岐南町徳田西３丁目119番地の１
債務者　大河内まゆみ
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２０９１号
愛知県あま市本郷取替13番地　エールブランシュ102号
債務者　オートガレージＫ２こと　安田　竜人
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２５０４号
名古屋市瑞穂区豊岡通２丁目45番地の１　メゾン瑞和502号
債務者　橋　　和彦
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２７０号
三重県四日市市坂部が丘３丁目１番地31　４―488
債務者　古里　　武
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
滋賀県甲賀市水口町山3375番地12
債務者　宮本　雄飛
1　決定年月日時　平成25年１月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１８号
滋賀県高島市安曇川町青柳2188番地32
債務者　大辻　啓作
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４６７号
滋賀県甲賀市甲賀町隠岐1605番地３
債務者　尾村　隆司
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第２号
大津市見世２丁目10番32―104号　アメニティ唐崎、前住所大津市下阪本１丁目５番32号
債務者　林田　浩幸
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６号
大津市若葉台29番35号
債務者　辻　麻梨乃
1　決定年月日時　平成25年１月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１２２６号
広島市安佐南区相田１丁目６番９号
債務者　横山　邦子
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２２７号
広島市安佐南区相田１丁目６番９号
債務者　横山　信雄
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１２６５号
広島市安佐南区八木７丁目17番10―203号
債務者　山本　美保（旧姓上田）
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１３０９号
広島市中区基町16番１―303号
債務者　平山　一水
1　決定年月日時　平成25年１月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年３月25日まで
広島地方裁判所民事第４部